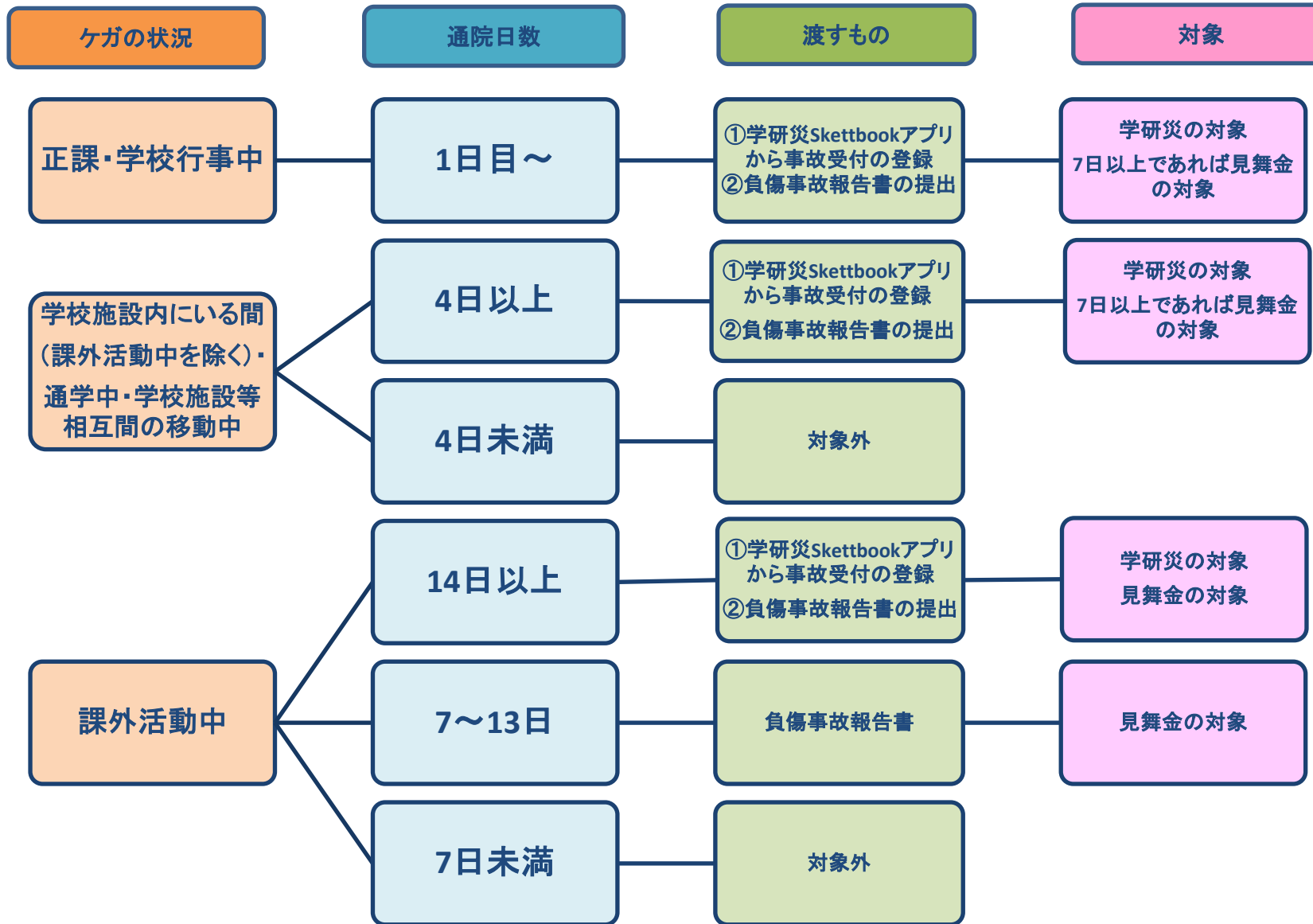


学研災・見舞金の対象となるかを以下のフローチャートで確認してください



※入院を1日でもしている場合は、入院加算金の対象となります。領収書等で、入院に該当する日があるかご確認ください。

注意事項

付帯学総への加入状況について

- 加入状況については南山大学学生生活総合保険相談デスク(0120-873-588)に問い合わせ、必要な手続きをしてください。(学研災との二重請求OK)

卒業年次生かどうか

- 卒業後に見舞金を支払うことができない**ため、遅くとも3月1週目までには「傷病事故報告書」を提出し、見舞金の申請をしてください。
- 保険会社への手続き(学研災の手続き)については、卒業後でも支払いが可能です。

ギプスの有無について

- ギプスを着用している場合、**以下条件を満たしていれば、その装着期間はみなし通院として、通院日数にカウントすることができます。**
 1. 対象の部位であること
長管骨または脊柱、長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分、肋骨または胸骨、顎骨または顎関節
 2. 対象の固定器具であること
ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベスト
 3. 診断書に上記1. の部位の骨折、脱臼、靭帯損傷等により2. の固定器具を装着した旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書に2. の固定器具の装着に関する記載がなされていること

通院日数のカウントについて

- 1日に複数の病院に通院しても治療日数は1日としてカウントします。**
- 領収書のチェック時に文書作成料のみの記載がある日が通院日数としてカウントされません。

見舞金について

- 正課・学校行事、通学中、学内施設にいる場合、課外活動でのケガにおいて、治療日数が7日以上の場合**は見舞金の対象となります。負傷事故報告書の作成が必要です。プライベートなケガは対象外です。